

入札説明書

令和6年3月7日

1. 競争入札事項

(1) 件名

令和6年度 三木ホースランドパーク エオの森研修センター等夜間業務

(2) 業務場所

三木ホースランドパーク内

三木市別所町高木三木ホースランドパーク

(3) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 入札の方法

入札金額は、総額(入札書別紙内訳書の項目ごとの単価を員数・年間予定日数に乗じて算出した合計額)で行う。

なお落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること

2. 入札参加資格

- (1) 本公告の日から開札日までの間に、本協会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても更生手続開始後または再生計画認可の決定が確定した場合は、この限りではない。
- (3) 本協会に提出した書類のうち、重要な事項について虚偽の記載が無いこと、および重要な記載が欠けていないこと。
- (4) 反社会的な勢力(団体)またはこれと関係のある企業、若しくは過去において不正等の社会的な信用を損なう行為をした企業ではないこと。
- (5) 契約状態並びに信用状態が良好である者。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先

〒673-0435

兵庫県三木市別所町高木三木ホースランドパーク

公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会

エオの森研修センター

TEL 0794-86-1771

FAX 0794-86-1773

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記(1)で交付する。

なお、当協会のホームページにおいても、ダウンロードできるものとする。

(<https://www.miki-hlp.or.jp>)

(3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

(4) 入札書の提出方法

入札参加者は以下のとおり入札書(様式1)を提出しなければならない。

- ①入札参加者は別紙の仕様書及び契約書(案)を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は上記3(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ②持参により提出すること。
入札書を持参する際は、入札書を封筒にいれ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「令和6年3月15日開札 令和6年度 三木ホースランドパーク エオの森研修センター等夜間業務の入札書在中」と朱書きしなければならない。なお、代理人が入札する場合は、委任状(様式2)も併せて提出しなければならない。
- ③ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

4. 入札の日時及び場所

令和6年3月15日(金) 13:30から

三木ホースランドパーク エオの森研修センター 研修室(大)

(1) 開札の方法

- ①入札参加者または代理人の立ち会いの下開札を行う。
- ②入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(2) 入札の無効

- ①入札参加資格に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- ②入札者またはその代理人が同一事項について2通以上した入札またはこれらの者がさらに他のものを代理としてした入札は、無効とする。
- ③入札書に金額、氏名または押印のない入札及びこれらが鮮明でない入札並びに金額を訂正した入札は、無効とする。
- ④談合その他不正な行為によってなされたと思われる入札は、無効とする。

5. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面(様式3)により提出すること。

①質問受付期間 本公告の日から 令和6年3月8日(金) 17:00まで

※質問受付期間以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

②提出場所 3. の場所

③提出方法 書面は持参又はFAXによること。

(2) (1)の質問に対する回答は、すべての質問について質問者名を記載せず、すべての参加者に対して、令和6年3月11日(月)17:00までにFAXにより行う。ただし、質問の内容によって回答しないことがある。

※現場説明及び入札説明会は実施しないので、現地を確認する場合は、事前に上記3. に連絡を入れ、質問受付期間に準じて行うこと。

6. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した業務を履行できることを証明する書類を添付して提出しなければならない。

(5) 入札参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明できる書類

①入札参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙1により作成する。

②資料等の作成に要する費用は、入札加入者等の負担とする。

③提出された書類を競争参加資格の確認及び履行できるかどうかの判断以外に入札参加者に無断で使用することはない。

④一旦受領した書類は返却しない。

⑤一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 落札候補者の決定方法

最低の価格をもって申し込みをした者を落札候補者とする。この場合において最低の落札をした者が2人以上のときは、くじにより落札候補者を決定する。

別紙

入札参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

I 提出書類

1. 履行できることを証明する書類

(各提出書類には社名、代表者名、社印及び代表者印を押印)

(1) 契約実績に関する書類

(宿泊施設等における類似の契約実績〈契約書・仕様書〉の写し)

1部

※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲での提示を求める。

また契約実績表(件名、相手方、契約日、契約金額等記載可能な事項)で提示を可能とする。

(2) 会社の概要を示す資料(会社概要等)

1部

2. 入札書(様式1)

1部

※定型封筒に入れ密封の上、封をした箇所に入札者の印で割印すること。

※入札額は消費税及び地方消費税額を含めた額とすること。

〈提出方法〉

1. 提出日 令和6年3月13日(水)

2. 提出先 兵庫県三木市別所町高木三木ホースランドパーク
公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会
エオの森研修センター

II 入札時の提出書類

1. 委任状(様式2) 入札参加者が代理人の場合に必要。

1部

2. 代理人の名刺

1部

※その他、再度入札に備え、委任状に使用した代理人の印鑑を持参すること。

令和6年度 三木ホースランドパーク
エオの森研修センター等
夜間業務委託仕様書

エオの森夜間業務等委託仕様書

三木ホースランドパーク「エオの森」研修センター等の夜間の業務（客室管理、接客及び保安防災、警備等）は、施設の管理運営上重要であることを認識し、本仕様書のとおり業務を実施するものとする。

1. 業務場所について 兵庫県三木市別所町高木三木ホースランドパーク
三木ホースランドパーク「エオの森」

2. 業務施設について

(1) 施設名称及び内容は下表のとおり

エオの森	研修センター	宿泊室 30室 宿泊定員162名
		研修施設 大集会室 研修室大 研修室小 和会議室 図書コーナー
		レストラン
		大浴場
	キャンプ場	宿泊キャンプ場 15区画、炊事棟1か所 テーブルサイト16か所
		デイキャンプ場 18区画、炊事棟1か所
		キャンピングセンター 事務室 工作室 和室 倉庫 トイレ
		キャンプファイヤー場 2箇所
		屋外トイレ
	その他	入場ゲート

(2) 各施設の営業時間

施設名	営業時間
研修センター	9:00 ~ 22:00
レストラン	7:00 ~ 22:00
大浴場	16:00 ~ 23:00
フロント	7:00 ~ 22:00

- ※ キャンプ場の営業時間は、デイキャンプが10:00～16:00まで
泊キャンプは、翌日10:00までとなっています。
- ※ 研修センターのエントランス、入場ゲートは、22:30に施錠します。
- ※ 研修センターの消灯は23:00となっています。

3. 業務内容について

(1) 契約期間 令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

(2) 業務時間 下表のとおり

(a) 宿泊客がある場合（宿泊者数により人員に変動あり）

人員数	始業時間	終業時間
2名勤務の 場合	1名 20:30より	6:30まで
	1名 21:30より	7:30まで
1名勤務の場合	21:00より	7:00まで

(b) 宿泊客が無い場合

人員数	始業時間	終業時間
1名勤務	19:00より	22:00まで

(3) 業務内容 次の各号とする

- (a) フロント業務
- (b) 電話対応
- (c) 保安、防災等警備業務
- (d) 緊急時の対応
- (e) その他、指示する事項

(4) 休館日 指定月の第4月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）とする。ただし、別途指示する場合はこの限りではない。

（令和6年度休館指定予定月 7、10（※）、1、2月）

（※ 自然学校の実施状況により前後する可能性あり）

(5) 勤務人員 原則として1日につき2名。ただし、宿泊者数が少ない等により別途指示する場合はこの限りではない。また勤務する人員については次の各号を満たした者とする。

- (a) 健康診断を受検し結果が良好であること。
- (b) 接遇の優れた者。
- (c) 火災等緊急時の対処ができる訓練を受けた者。

4. 被服及び備品について

勤務者は統一された服装及び名札を着用すること。また業務に必要な被服及び備品は受託業者にて準備することとする。なお、必要な光熱水は提供することとする。

5. 執務場所について

事務所内の警備員室を執務室とする。執務室の備品は下表のとおり。

物品名	数量
2段ベッド	1台
テレビ	1台
テーブル	1台
冷蔵庫	1台
レンジ	1台
流し台	1台

※ 警備員室及び備品（2段ベッドを除く）は職員と兼用とする。

6. 防災設備について

研修センターの設備は次の各号のとおりとする。

- (a) 非常放送設備
- (b) 総合火災受信機
- (c) 119番通報専用電話機
- (d) 身障者用トイレ呼出し通報機
- (e) 警報盤
- (f) 消火器
- (g) 屋内消火栓

7. 保険の加入について

受託業者は賠償責任保険に加入すること。

8. 業務の流れについて

業務内容は下表のとおり

(1) 宿泊利用がある場合

時間	業務	出勤及び退勤
20:30	職員から業務引継ぎ	20:30 早番出勤
21:00	キャンプ場巡視、キャンピングセンター 施錠確認及び機械警備セット	21:00 一人勤務出勤

21:30	館内及館外周辺巡視	21:30 遅番出勤
22:30	入退場ゲート施錠、キャンプ場巡視	
23:00	ボイラー、空調及び浴室の電源を切る 館内巡視及びエントランス施錠	
24:00	館外周辺巡視	
2:00	館内及び館外周辺巡視、キャンプ場巡視	
5:30	館内及び館外周辺巡視、キャンプ場巡視 入退場ゲート開錠	
6:00	エントランス開錠、メーター検針 ボイラー及び空調の電源を入れる	
		6:30 早番退勤
7:00	警備日報提出 職員へ業務引継ぎ	7:00 1名勤務退勤
		7:30 遅番退勤

※ 常時1名は事務室待機とし、緊急事態に備えること。ただし、
1名勤務時はこの限りでない。

(2) 宿泊利用がない場合

時 間	業 務	出勤及び退勤
19:00	職員から業務引継ぎ	19:00 出勤
19:30	キャンプ場巡視、キャンピングセンター 施錠確認及び機械警備セット	
21:00	館内各部屋施錠確認、 ボイラー、空調の電源を切る	
22:00	警備日報提出、館内消灯、機械警備セッ ト及び警備会社へ連絡	22:00 退勤

9. 添付資料

- (1) 三木ホースランドパーク全体図
- (2) エオの森全体図
- (3) 研修センター見取り図

三木ホースランドパーク全体図

(オフィシャルパンフレットから転載)

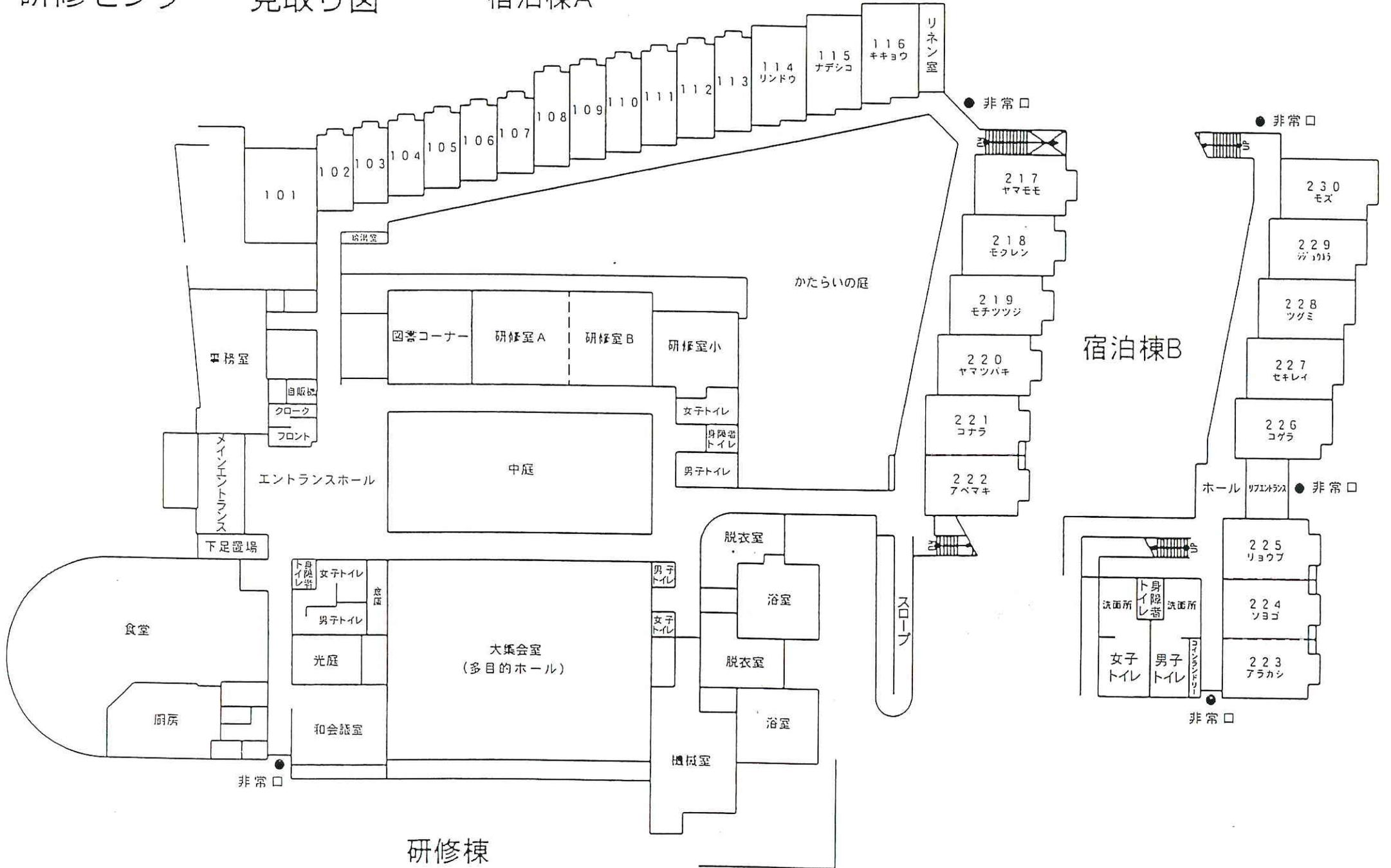


野外活動ゾーン
エオの木々



研修センター 見取り図

宿泊棟A



(案)

令和6年度 三木ホースランドパーク
エオの森研修センター等
夜間業務委託契約書

令和6年度 三木ホースランドパーク
エオの森研修センター夜間業務委託契約書（案）

公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会（以下、「甲」という。）と
_____（以下、「乙」という。）は、甲を委託者、乙を受託者として次のとおり令和6年度 三木ホースランドパークエオの森研修センター夜間業務委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は乙に対し、別紙のエオの森研修センター等夜間業務委託仕様書に記載の業務（以下、「業務」という。）を委託し、乙は受託する。

（契約の範囲）

第2条 乙は善良なる管理者の注意をもって業務を実施するものとする。業務の内容は、甲乙の協議により変更されることがある。

（秘密の保持等）

第3条 乙は業務に対し、その内容及びそれにより知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また、契約終了後においても前述のとおり漏洩してはならない。

（契約期間）

第4条 この契約の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（契約料）

第5条 契約料金については下表のとおりとする。

契約料

区分	員数	単価（税込）
宿泊がある場合の1名当たりの単価	2人体制	円
宿泊がある場合の1名当たりの単価	1人体制	円
宿泊がない場合の1名当たりの単価	1人体制	円

（支払い）

第6条 乙は前条に定める契約料の単価に勤務人数を乗じ、毎月末日を締め日とし、翌月15日までに甲に請求するものとする。甲は請求のあった日から30日以内に乙が指定する口座へ支払うものとする。

乙の指定する口座

金融機関名	
口座番号	
口座名義	

(業務施設等の使用許可)

第7条 甲は、乙が業務を履行するにあたって必要な施設及び設備について、無償にて使用を許可するものとする。乙は甲に帰属する契約の履行に必要な施設及び設備を借り受けた場合、適切な管理をしなければならない。

(業務責任者)

第8条 乙は、業務の履行に当たり業務責任者を選任し、次の職務を行わせるものとする。

- (1) 乙の従業員の配置
- (2) 業務履行に関する甲との連絡及び調整

(規律維持)

第9条 乙は、乙の従業員の教育指導に万全を期し、秩序及び風紀の維持に責任を負うものとする。

(労働法上の責任)

第10条 乙は乙の従業員に対する雇用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険法令、その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

(遵守事項)

第11条 乙は、次の各号を遵守するとともに、これに違反して発生した甲の損害についてはこれを賠償しなければならない。

- (1) 施設内において、甲の指定する場所以外では喫煙及び火気を使用してはならない。
- (2) 施設内において、乙の業務上必要の無い場所に立ち入り、または業務の実施に必要なない施設、設備に触れてはならない。

(損害賠償責任)

第12条 乙は業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により、甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定した事由が発生したときは、乙は速やかにその結果を甲に文書をもって報告しなければならない。

(免責事項)

第13条 天災その他、不可抗力の事由により乙の契約履行が不能または困難となった場合、甲が被る損害については、乙はその責任を負わないものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第14条 乙は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないことを表明し、現在及び将来において次の事項に該当していることを保証する。

(1) 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）がいないこと。

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称する。）が経営に関与していないこと。

(3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。

(4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していないこと。

(5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

2 甲は、乙につき前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、乙に対し当該事項に関する報告を求めることができ、乙は、当該報告を求められた場合、甲の指定する期間内に、甲に報告書を提出しなければならない。

3 甲は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、即時この契約を解除し、解除によって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

(1) 乙が第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足りる相当の理由があると

(2) 乙が前項の規定に反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

(権利義務譲渡の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務の一部もしくは全てを第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(契約の解除)

第16条 甲または乙が次の各号の一に該当したときは、それぞれ相手方は何等の予告なく直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反し、または履行を怠ったとき。

(2) 財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、延滞処分を受けたとき。

(3) 破産、和議、会社整理、会社更生の申立があったとき。

2 甲または乙が前項以外の事由により、契約期間中に本契約を解除しようとするときは、その6カ月前までに書面をもってその旨を通知し、甲乙協議する。

(協議)

第17条 この契約書に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6年 月 日

甲 兵庫県三木市別所町高木三木ホースランドパーク
公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会
理事長 伊東茂治

乙

(様式1-1)

入札書

年 月 日

公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会
理事長 伊東 茂治 様

所在地

商号または名称

インボイス番号

代表者

(代理人名

印

印)

下記のとおり入札します。

記

1. 入札件名 : 令和6年度 三木ホースランドパーク エオの森研修センター等夜間業務
2. 入札金額 : 金額 円也 (税抜き)
(※) 契約項目単価内訳書の合計金額を記入すること。
3. 入札保証金 : 免除

(様式1 - 2)

契約項目単価内訳書 (※1)

夜間業務委託

契約項目	単価 (税抜き)	員数	日数 (12カ月)	予定金額 (税抜き)	
宿泊客がある場合の1日につき 1名あたりの単価	円	2人体制	254日	円	①
宿泊客がある場合の1日につき 1名あたりの単価	円	1人体制	72日	円	②
宿泊客がない場合の1日につき 1名あたりの単価	円	1人体制	5日	円	③

合計 (小計①+②+③) 税抜き					円
------------------	--	--	--	--	---

※(2)

(※1) 入札書と契約項目単価内訳書は、必ずセットで作成すること。

(※2) に記入した額を、入札書の「2. 入札金額」の金額欄に記入すること。

(様式2)

委任状

今般都合により _____

受任者 使用印	
------------	--

 を

代理人と定め、公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会が執行する次の契約について下記の権限を委任します。

契約件名 : 令和6年度 三木ホースランドパーク エオの森研修センター等夜間業務

記

1. 入札及び見積りに関する一切の権限

年 月 日

所在地

商号または名称

代表者

印

公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会
理事長 伊東 茂治 様

(様式3)

質 問 書

年 月 日

公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会
理事長 伊 東 茂 治 様

住所・所在地

氏名・法人名

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X

電 子 メ ー ル

令和6年度 三木ホースランドパーク エオの森研修センター等夜間業務について、以下のとおり
質問します。

番号	質問内容	回答

※ 質問は要点を簡潔にし、欄は適宜、拡大又は追加してください。

※ すべての参加者に対してFAXにて回答します。